

個人番号カードオンライン申請
補助端末等賃貸借契約
(長期継続契約) 仕様書

令和7年9月

市民生活部 佐野新都市行政サービスセンター

- 1 件名
個人番号カードオンライン申請補助端末等賃貸借契約
- 2 数量
1 式
- 3 構成
 - ・専用タブレット PC
 - ・マイナ・アシスト 2 専用アプリケーション（以下、専用アプリケーション）
 - ・マイナ・アシスト 2 定期保守（3 年間契約）
- 4 仕様
 - 4.1 機器（専用タブレット PC）
 - ① OS：Windows 10 IoT Enterprise 2019 LTSC 以上
 - ② CPU：Intel Celeron 3865U(1.8GHz) 以上
 - ③ インターフェース：USB3.0×1 以上※参考品 エプソン社製 EPSON Endeavor JT40
※参考品同等以上の性能を有する機種
 - 4.2 専用アプリケーション機能
 - ・マイナ・アシスト 2 専用アプリケーション（銘柄指定）
 - 4.3 設定／設置
 - ① 受注者は発注者指定の場所に納入期限までに納入すること。
 - ② 受注者は発注者が実施しなければならない設定を除く全ての設定を行った上で納入すること。
 - ③ 発注者が実施する設定は下記の通りとする。
 - ログイン時のアカウント、パスワードの設定
 - インターネット回線接続設定
 - 号機番号・認証コード・自治体コード設定
 - 利用規約（同意文書）の設定
 - 発注者セキュリティポリシーにかかわる各種設定上記設定（発注者セキュリティポリシーを除く）は容易に行えるよう受注者はマニュアルを同梱し納入すること。
- 5 保守
マイナ・アシスト 2 の製造元である株式会社 DNP アイディーシステムが提供する保守

サービスを契約期間内において利用できること。

【DNP アイディーシステム保守サービスの概要】

① サポートセンター

- ・「マイナ・アシストサポートセンター」を設置し、問合せに対応すること。
- ・操作説明、故障の問い合わせ、設置の際の設定等、すべての問合せをサポートセンターにて対応すること。
- ・対応時間は 9：00 から 18：00（土日祝日、夏季休暇、年末年始を除く）とする。

② 保証対応範囲

本製品の取扱説明書に従った正常な使用状態で、保証期間中において故障や不具合が発生した場合を対象とする。

マイナ・アシスト 2 賃貸借期間内でも、下記事項に該当する場合は有償とする。

- 1) 使用上の誤り、または不適切な扱いによる使用に伴う故障および損傷
- 2) 不当な修理や改造を行った場合
- 3) 納品後の輸送、落下、水没、水濡れ等による故障および損傷
- 4) 火災、地震、異常電圧およびその他の天変地異に起因する故障および損傷
- 5) バッテリー等の消耗品の交換
- 6) その他受注者の責任とみなされない故障および損傷

③ 障害等の対応

- 1) 障害内容を確認し、代替機の送付が必要と判断された場合は代替機を発送すること。
- 2) 代替機到着後、障害機を株式会社 DNP アイディーシステムに送付すること。
- 3) 株式会社 DNP アイディーシステムは、障害機を修理し、完了次第返却すること。
- 4) 障害機が到着後、代替機を返却（送付）すること。

④ 障害機、代替機の送料

機器（障害機/代替機）送付料に関しては相互負担とする。

6 その他

6.1 納入期限

本件調達機器等は、賃貸借期間開始までに本市が指定又は承認する場所に納入し、運用できるようにすること。

受注者は、契約締結後速やかに、作業の責任者を定め、発注者の担当者と協議の上、作業スケジュールを作成し、発注者に提出すること。

6.2 納入場所

佐野新都市行政サービスセンター

佐野市高萩町 1324-1 イオンモール佐野新都市 2 階

6.3 賃貸借期間

本件調達に係る賃貸借期間は、令和 7 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日まで（36 か月）とし、同期間において賃借料を算定する。

ただし、この契約を締結した会計年度の翌年度以降において、本市の各会計予算の当該賃借料が措置されない場合は、変更契約の締結又は契約の解除を行うものとする。また、この契約を変更し、又は解除しようとするときは、会計年度開始日の 2 か月前までに相手方に通知しなければならないものとする。

6.4 支払方法

受注者は、月を単位として翌月 10 日までに発注者の指定する方法で請求書を提出することとする。発注者はこれを受けて検査を行い、請求書を適当と認めた日から起算して 30 日以内に賃借料を支払う。

6.5 賃貸借期間終了時の取り扱い

賃貸借期間の満了時は、本システム機器を受注者に返却して契約を終了することを原則とし、その返却費用は受注者の負担とする。

6.6 その他

受注者は、業務の遂行上、必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項並びに仕様書に明記していない事項については、発注者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

以上